# 虐待防止のための指針

社会福祉法人 世羅町社会福祉協議会

(当法人が運営する事業所における虐待防止に関する基本的考え方)

第1条 当法人が運営する事業所(以下、「事業所」という。)では、利用者への虐待は 人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法 に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての 職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

#### (虐待の定義)

第2条 虐待とは、次の行為に該当するものとする。

(1)身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為 を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) 意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は 放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや屈辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、 情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等)

- 第3条 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会 (以下、「委員会」という。)を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定め るなど必要な措置を講ずる。
  - (1) 委員会の委員長は、事業課長とする。
- (2)委員会は、虐待防止責任者(管理者等)、主任、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者、看護師等で構成する。
  - (3) 委員会は、年に1回以上、委員長の招集により開催する。

- (4) 委員会の審議事項は次のとおりとする。
- ①虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ②職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- ③虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ④職員が介護等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること
- ⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- ⑦その他人権侵害、虐待防止等に関すること
- 2 虐待防止に関する責務等は、次のとおりとする。
- (1) 虐待防止に関する統括は事業課長が行い、責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

- 第4条 虐待の防止を啓発・普及するために、職員に対して研修を行う。
  - (1)権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
  - (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
  - (3)研修の実施内容については、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針)

- 第5条 虐待等が発生した場合は、速やかに町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2 緊急性の高い事案の場合は、町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の 保全を最優先する。

(虐待等が発生した場合の相談報告体制)

- 第6条 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って 対応することとする。
- 2 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決

につなげるよう努める。

- 3 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につ なげるよう努める。
- 4 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、 職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- 5 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会 を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- 6 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

## (成年後見制度の利用支援)

第7条 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、町の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

# (虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

- 第8条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- 2 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が 生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 3 相談受付後の対応は、「第6条(虐待が発生した場合の相談報告体制)」に依るものとする。
- 4 対応の結果は相談者にも報告することとする。

#### (利用者等に対する指針の閲覧)

第9条 職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも 閲覧できるよう、事務所内に備え付けることとする。また、ホームページにも公開す る。

## (その他の虐待防止の推進のために必要な事項)

第10条 権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

## 附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 世羅町社会福祉協議会

(事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

- 第1条 社会福祉法人世羅町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する事業 所部門(以下「事業所」という。)は、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法、児 童虐待防止法の趣旨を理解し、利用者に生きがいと安心、安全を提供するという使命 感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援、福祉サービスを提供する。
- 2 事業所は、身体拘束防止に関し、次の方針を定めすべての職員に周知徹底する。
- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (5) 全員の強い意志で支援の本質を考えることにチャレンジする。
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (7) 利用者の人権を最優先に考慮する。
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- (9) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- (10) やむを得ない場合、利用者・家族に十分な説明を行って身体拘束を行う。
- (11) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、身体拘束ゼロを目指す。

(虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項)

- 第2条 事業所は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、年1回以上、定期的に開催し次のことを検討・協議する。
- (1) 虐待の未然防止のために就業規則及び虐待防止対応規程を確認し、必要に応じて見直す。
- (2) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束のマニュアルに沿って適切な手続き・方法で行われているかを確認する。
- (3) 各事業所の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の実施状況を確認する。
- 3 虐待防止責任者(管理者)は、次のことを検討・協議する。
- (1) 各事業所の年間研修計画に沿って、研修及び必要な教育を実施する。
- (2)日常的な支援について、利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているか確認する。

- (3) 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し検討及び対策を講じる。
- (4) 虐待が発生した場合、その原因を分析し再発防止策を検討して実施する。
- (5) 身体拘束が発生した場合、適切な手続き・方法で行われているかを確認する。
- 4 委員会は、課長、管理者、主任、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者、 看護師等で構成する。また、必要に応じて、事業所職員、医療機関の医師等、第三者 の助言を得る。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

- 第3条 事業所は、各事業所の年間研修計画に沿って虐待防止、身体拘束、権利擁護、 アンガーマネジメント、メンタルヘルス等に関する研修を年1回以上実施する。
  - (1) 新規採用者については、入職時に研修を実施する。
  - (2) 管理者が必要と認めた場合は、随時実施する。

(事業所で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

- 第4条 福祉サービスの提供にあたり、利用者本人の生命及び身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体拘束等利用者の行動を制限する行為を行わない。
  - (1)介護保険指定基準における禁止となる具体的な行為は以下のとおりである。(厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」2001年3月)
    - ①徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
    - ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
    - ③自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む。
    - ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
    - ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚を掻きむしらないように 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
    - ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
    - ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
    - ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
    - ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
    - ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
    - (11)自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。
  - (2)障害者虐待防止法等で「正当な理由なく利用者の身体を拘束すること」は身体的 な虐待に該当する行為であり、具体的には以下の行為が該当する。
    - ①車椅子やベッド等に縛り付ける。
    - ②手指の機能を制限するためのミトン型の手袋をつける。
    - ③行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。

- ④支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (3) 身体拘束等を行わずに支援するための3つの原理
  - ①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因がある。利用者ではなく支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。利用者の個別の理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要である。

②以下の5つの基本的な支援を実行し、不穏になられる原因を除去したり、転倒リスク等を軽減して身体拘束によらない支援を提供する。

#### (i) 起きる

人は座って重力が上からかかることにより覚醒する。目を開き、耳が聞こえて自 分の周囲で起きていることがわかる。これは仰臥して天井を見ていたのではわから ない。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。

#### (ii) 食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、 点滴や経管栄養が不要になる。食べることは支援の基本である。

#### (iii) 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人は随時交換が 重要である。おむつに排泄物がついたままでは気持ち悪く「おむついじり」などの 行為につながる。

#### (iv) 清潔にする

きちんと風呂に入ることを基本に、人は皮膚が不潔であればかゆみの原因になる。 そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりする。皮膚の清潔を保つこ とで快適になり、周囲も支援しやすく、人間関係も良好になる。

## (v)活動する(アクティビティ)

利用者の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビ等が考えられる。言葉の刺激、言葉以外の刺激もあるが、その人らしさを追求する上で心地よい刺激が必要である。 ③身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を目指す。

身体拘束廃止を実現していく取組みは、事業所における支援全体の質の向上や利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。「身体拘束廃止」がゴールではなく、身体拘束廃止を実現していく過程で提起される様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいく。言葉による拘束(スピーチロック)などは、心理的虐待であり決して行わない。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

第5条 身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。なお、「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限る。

※緊急やむを得ない場合の対応とは、支援の工夫では十分に対処できない一時的な事態に限定される。安易にやむを得ないとして身体拘束を行わないように慎重に判断する。具体的には、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 2001 年 3 月)に基づく要件、手続きに沿って慎重に判断する。

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能が活かせるよう 安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固 定する行為は、やむを得ない身体拘束ではなく、その行為を行わないことがかえって 虐待に該当することに留意する。

#### (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

#### ①切迫性

利用者又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

#### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。

「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わず支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

#### ③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束 時間を想定する必要がある。

## (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

仮に3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

①組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- ・やむを得ず身体拘束を行う時には、職員の支援会議等で組織として慎重に検討し 決定する。この場合でも、委員会の議題として上げて慎重に協議するものとし、 基本的には個人的判断では行わない。
- ・身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、 緊急やむを得ない理由を記録する。職員の支援会議等で身体拘束の原因となる状 況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の 時期等を統一した方針の下で決定する。ここでも、利用者個別のニーズに応じた 個別の支援を検討する。

#### ②利用者・家族への十分な説明

- ・身体拘束を行う場合、これらの手続きの中で利用者や家族に対して、事前に身体 拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期 間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は管理者もしくは準ず る者が行う。
- ・仮に、事前に利用者や家族に説明し理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を 行う時点で必ず個別に説明し理解を得る。

## ③行政等への相談、報告

・身体拘束を行う場合、高齢者虐待相談窓口(市区町村窓口、地域包括支援センター)、障害者虐待防止センター等の行政に相談、報告する。

利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な観点からアドバイスや情報を得る。

・行政等に報告、相談することで支援の困難な事例に取り組んで、組織的な虐待及 び身体拘束防止を推進する。

#### ④身体拘束に関する事項の記録

- ・身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、 緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ・緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し利 用者及び家族等に報告し記録する。
- ・具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心身 の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録 を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関 係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は整備し行政指導、監査にお いても閲覧できるようにする。
- ・各記録は利用者が退去等でサービスが終了した日から5年間保管する。

## (3) 身体拘束廃止未実施減算

以下の①から④を満たしていない場合に、基本報酬が減算となる。

(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針)

第6条 当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し 利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

- 第7条 身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で、以下 の点について十分議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む。
  - (1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
  - (2) 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
  - (3) 高齢者、障害者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで 安易に身体拘束等を行っていないか。
  - (4) 認知症、障害等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
  - (5) 支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないのか。
- 2 身体拘束廃止をきっかけに「より良い支援」の実現を目指す。 「言葉による拘束 (スピーチロック)」にも配慮して、利用者本位の真心と優しさの こもった「より良い支援」を実現する。

附則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。